

**岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく
自動車通勤環境配慮計画書等に関するQ & A**

皆様からご質問いただいた内容について、Q & Aにまとめました。
なお、このQ & Aでは、次の用語を使用しています。

自動車通勤環境配慮計画書等に関するQ & A

用語	内容
条例	岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成 21 年岐阜県条例第 21 号)
規則	岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則(平成 21 年岐阜県規則第 40 号)
手引き	自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書 届出の手引き

2-1 <従業員の算定1>県内に複数の営業所があります。営業所の従業員の数を合計して判断する必要がありますか。

A 事務所毎に判断してください。県内のすべての営業所の従業員数を合計する必要はありません。

2-2 <従業員の算定2>テナントの従業員も従業員数に加える必要がありますか。

A 別会社であれば加える必要はありません。

2-3 <従業員の算定3>事務所の建物が公道をはさんで2か所に分かれています。両方の建物に勤務する従業員の数を合計する必要がありますか。

A 公道を介し、別々の事業所と考えられる場合は、各々の事業所として算定することができます。なお、同一事業者で複数の建物を使用している場合であって、その建物が同一敷地内にあり一体と考えられる場合は、一つの事業所として扱ってください。

2-4 <従業員の算定4>工場の敷地内に、協力会社が5社入っています。協力会社の従業員数も合計して判断する必要がありますか。

A 別会社であれば、合計して考える必要はありません。

なお、通勤方法として統一した考え方のもとで、一体として取組みが行われる場合には、合計して判断しても差し支えありません。

2-5 <従業員の算定5>工場内に派遣会社の社員が多数勤務しています。派遣会社の社員の状況は次のとおりです。派遣会社の社員の人数も合計して判断する必要がありますか。

仕事の指示：派遣先の会社が決める。

通勤方法や手当の仕組み：派遣元の会社が決める。

2 交替制のため、早番は送迎バスで、遅番は自家用車通勤。

自家用車の入構許可：派遣先が許可する。

A 派遣社員の通勤に関するルール（駐車場の提供の可否など）が、派遣元と派遣先の協議により決められているなど関与がなされているため、派遣社員の人数を合計して判断するようにしてください。

2-6 <従業員の算定6>短時間勤務のアルバイトがいます。算定する必要がありますか。

A 人数の算定において、従業員の勤務時間の長短は関係ありませんので、勤務日数で判断してください。

2-7 <従業員の算定7>当社は敷地が限られており、多くの従業員が公共交通機関を使用して通勤をしています。計画を提出する必要がありますか。

A 自家用車通勤をしている割合の多少に関係なく、従業員の数に基づき提出してください。

2-8 <従業員の算定8>手引きp3の表（常時使用する従業員の算定方法）の見方は、次のとおりでよいでしょうか。

①当工場社員は、「正社員等」として数える。

②当工場を受入の出向者は、「他からの派遣者（出向者）」として数える。

③当工場働く派遣社員は、「別事業者からの下請労働」として数える。

A 詳細な勤務状況は不明ですが、正社員と同様の勤務日数であれば、そのように考えていただいて結構です。なお、請負契約により作業している人数を合計して考える必要はありません。

2-9 <従業員の算定9>工場の一部の作業を、当社の施設を使用した請負により行っています。請負契約では、注文主の側で作業者の人数の管理はできず、業務の内容を決めるのみです。請負により、当工場作業をしている人数を含める必要はありますか。

A 請負契約により作業している人数を合計して考える必要はありません。

2-10 <取組>措置を検討するにあたり基本的な考え方を教えてください。

A 温室効果ガスの削減効果の大きい方から、第一に公共交通機関等への転換を検討いただき、次にエコドライブの取組について検討されるようお願いいたします。

2-11 <計画期間>温室効果ガス排出削減計画と自動車通勤環境配慮計画の計画期間について考え方の違いはありますか。

A 温室効果ガス排出削減計画では、既に他法令等に基づく計画が作成されている場合があると考えられることから、事業者が任意に計画期間を設定できることとしており、原則3年間ですが、5年までの期間であればよいこととしています。

一方、自動車通勤環境配慮計画は、すべての事業者について配慮計画期間を3年間と決めています。